

新潟県条例第22号

新潟県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新潟県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第8条（略）</p> <p><u>（就業環境の整備）</u></p> <p>第8条の2 <u>救護施設等は、利用者に対し適切な処遇を行う観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>（業務継続計画の策定等）</u></p> <p>第8条の3 <u>救護施設等は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する処遇を継続的にを行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 救護施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 救護施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u></p> <p>（非常災害対策）</p> <p>第9条（略）</p> <p>2（略）</p> <p><u>3 救護施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p> <p>（衛生管理等）</p> <p>第22条（略）</p> <p>2 救護施設は、当該救護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p><u>(1) 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委</u></p>	<p>第8条（略）</p> <p>（非常災害対策）</p> <p>第9条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（衛生管理等）</p> <p>第22条（略）</p> <p>2 救護施設は、当該救護施設において感染症が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p>

員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該救護施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間における改正後の第8条の3及び第22条第2項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、第8条の3中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。